

平成19年5月
警察庁

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案
に対する意見の募集結果について

警察庁において、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見の募集を行ったところ、2通の御意見を頂きました。

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則が平成19年5月25日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）

2 命令等の案を公示した日

平成19年2月2日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案第17条第2項、第20条及び第26条第5号及び第6号を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数 2通

（内訳）

電子メール 2通

F A X 0通

郵 送 0通

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案 に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 自弁のものを使用させる物品について（第5条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
医療態勢がある刑事施設においても、一般用医薬品の自弁が可能となるよう、法務省案を検討している。一方、留置施設には、医療態勢がないため、診療だけでは対応できない場合があり、一般用医薬品を使用する必要性は刑事施設以上に高いことから、一般用医薬品も自弁購入ができるようにするべきである。	被留置者が負傷し、又は疾病にかかっている場合は、留置業務管理者が委嘱する医師等による診療が行われることになっており、これにより医療上の措置が適切に執られるものと考えています。

2 保管総量及び領置総量からの除外物品について（第9条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
保管総量及び領置総量から除外される物品として、訴訟関連の書籍、資料を追加すべきである。仮に内閣府令に明記できないとしても、通達により、第2号(その他相当と認める物品)によって、訴訟関連の書籍、資料については、広く除外の対象とするべきである。	保管私物の保管場所は留置施設内に設置されたロッカーが想定されますが、すべての被留置者について一切の訴訟関連の書籍、資料が保管総量、領置総量の制約を受けないこととすると、これらを収容する場所を確保することが困難となると考えています。 なお、訴訟関連の書籍、資料のうち、留置業務管理者が相当と認めるものについては、案第9条第2号に該当する物品として保管総量、領置総量の制約を受けないものとなる旨を都道府県警察に指導します。

3 指名医による診療について（第13条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
指名医の診療の許可について、逃走、自傷他害、設備器具等の損壊、罪証隠滅の防止に支障のない場合に行うとなっているが、指名医による診療の拒否は、あくまで診療の必要性・有益性に基いて	本条は、逃走、自傷他害、設備器具等の損壊、罪証隠滅の「おそれがない場合」ではなく、これらの「防止に支障のない場合」と規定しているとおり、逃走等の防止に支障のないように戒護

<p>判断されるべきであり、保安上の要件を勘案すべきではない。医療上の観点から適当と認められれば、そのために必要な保安上の措置を執るべきである。まして、罪証隠滅の防止に支障のない場合は、裁判所のみが適切に判断しうるものである。本条は、外部の病院若しくは診療所における指名医による診療の場合の留置担当者の配慮義務として規定するべきである。</p>	<p>員の体制を整えることにより、そういった支障が生じないようにして診療させるとい趣旨の規定であり、指名医の診療が医療上適当であるにもかかわらず許可しないという趣旨のものではありません。したがって、原案どおりの規定とすることが適当であると考えています。</p>
--	--

4 指名医に対する指示事項について（第14条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>指名医に対する指示について、留置施設内で診療を行う場合に医療器具及び医療設備について留置業務管理者が許したものの以外のもを使用しないことは、留置業務管理者による一方的な使用の許可・不許可の指示により診療が妨げられないよう、事前に施設の長が指名医と協議することを注意的に規定するべきである。</p> <p>また、指名医に対する指示について、「診療のため必要な範囲を逸脱する会話をしてはならないこと」とあるが、医師と患者との会話は両者の信頼関係を構築し維持するために必要なコミュニケーションであり、留置業務管理者が一方的に判断できるものではないため、削除するか、又は少なくとも「明らかに逸脱した」とするべきである。</p>	<p>留置業務管理者は、医療上の専門知識を有しないことから、留置業務管理者が指名医の意見を聴取することなく使用することができる医療器具及び医療設備を決定するものではありません。当然に、まず指名医から具体的な器具、設備の使用の申出があり、医療上の必要性等を聴取した上で適切なものを決定することとなります。したがって、特に明記するまでもなく当然に医療器具等を決定するに当たって指名医からの意見聴取が行われます。</p> <p>指名医が被留置者と通謀の上、罪証の隠滅等を行ったり、あるいは、そのための連絡を仲介する可能性がないとはいえないため、会話の内容は診療のため必要なものに制限を行う必要があります。この際、例えば、留置担当官が理解できない専門用語等で会話がなされた場合に、その会話が診療に必要なものであるのか、又は暗号により罪証隠滅等の通謀をしているものであるのか明らかではないことから、第14条第4号のとおりと規定する必要があります。</p>

5 入浴の回数について（第17条第2項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>入浴の回数は、週1回以上では少なすぎる。刑事施設では週2回以上とされており、少なくともこれと同様の水準に改めるべきである。</p>	<p>留置施設には刑事施設と異なり大規模な浴場がないことから、少人数に分けて入浴させる必要があるため、入浴の実施には、大きな業務負担が生じます。そのため、すべての都道府県について入浴回数を週2回とすることは困難な状況にありますが、御意見及び都道府県警察の実情を勘案し、最低の入浴回数を5日に1回と修正することとします。</p>

6 書籍等の翻訳費用の負担について（第19条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>書籍等の翻訳費用を原則として被留置者の負担とすることは、留置業務管理者が閲覧禁止事由の有無を確認するための翻訳であることから、都道府県の負担において行われるべきである。一方、刑事施設については、特別の事情があるときのみ本人に負担できるとしており、均衡を失っている。少なくとも刑事施設と同様の規定にするべきである。</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）第207条第2項では、「内閣府令で定めるところにより、被留置者に翻訳の費用を負担させることができる」と規定されていることから、必ずしも、本来都道府県が負担すべき費用であるとまでは解されないものと考えています。刑事施設では、通常職員が翻訳を行うため翻訳費用が必要ではないことが多いのに対し、留置施設では事業者に依頼するため翻訳費用が必要となるのが通常であることから、第19条では、翻訳の費用は原則被留置者に負担させることとしたものです。</p> <p>なお、ただし書において、費用を負担することができない被留置者が国語の書籍等を理解する能力に欠ける場合、視覚障害者であって点字によらなければ書籍等を閲覧できない場合には、書籍等の閲覧の目的に照らし相当と認めるときは、都道府県の負担とすることとしており、被留置者の権利が不当に制限されることのないようにしている</p>

ところです。

7 反則行為があった場合の自弁の書籍等に関する措置について（第20条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
反則行為があった場合に閲覧が禁止される自弁の書籍等の範囲が広すぎる。限定するよう修正するとともに、通達で更に具体的かつ限定的に定めるべきである。	御意見を踏まえ、閲覧を禁止できる書籍について、自弁の書籍であって、性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等及び衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真若しくはその複製物又はこれらが掲載されている書籍等（婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要と認められる書籍等を除く。）に限定した内容に修正することとします。

8 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の制式について（第23条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
捕縄又は手錠の材質については一部を除き限定がない。特に、廃止された刑事施設の旧革手錠と同様の形状のベルト手錠については、手首を覆う部分の材質等を含め、全く限定がない。誤った使用により被留置者を傷つけるおそれの高い戒具については、危険性を最小限にするための限定を付すべきである。	戒具の材質については、各都道府県警察に対し通達により通知することを考えています。 なお、既に現在留置施設で使用しているベルト手錠は、ベルト、腕輪とも布製（ナイロン）であり、腕輪の裏面にフェルトをはり合わせたものとなっており、今後も同様とすることを考えています。 また、被留置者の身体を不当に損傷しないように、戒具の適正な使用について各都道府県警察を指導します。

9 面会に関する制限について（第25条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
面会の時間の上限を原則として15分以上、やむを得ない場合に5分以上としているが、刑事施設では原則30分以上、事情により5分以上とする予定である。それよりさらに最低限の保証が低い水準で	留置施設は、刑事施設と異なり面会室が1つしかないことが多いことや特定の時間帯に面会の申し込みが集中する傾向があることなどから、できるだけ多くの方が長時間待つことなく面

<p>ある。原則30分以上、少なくとも15分以上の面会時間が確保されるべきである。</p>	<p>会できるようにする必要があります。また、面会には留置担当官の立会が必要であるということから、体制上の問題もあるため、面会の時間の上限を制限する場合には、15分とし、面会の申出者が多いなどのやむを得ない事由がある場合には、5分とすることができるようにしたものです。</p>
---	--

10 信書に関する制限について（第26条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>都道府県の休日の信書の発信は、理由の如何を問わず不可能とされる可能性があるが、未決拘禁者は、休日であっても、進行中の取調べ状況等により緊急に発信を要する場合がある。刑事施設については「緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き」と規定される予定であることから、少なくとも、同様の例外を設けるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、第26条第5号及び第6号について、緊急の発信の必要がある場合を除くよう修正することとします。</p>

11 通訳又は翻訳の費用の負担について（第28条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>面会時の通訳、信書発受時の翻訳費用の負担について、原則として被留置者の負担とし、刑事施設との均衡を欠いている。少なくとも刑事施設と同様の規定とするべきである。</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）第207条第2項では、「内閣府令で定めるところにより、被留置者に翻訳の費用を負担させることができる」と規定されていることから、必ずしも、本来都道府県が負担すべき費用であるとまでは解されないものと考えています。刑事施設では、通常職員が翻訳を行うため翻訳費用が必要ではないことが多いのに対し、留置施設では事業者に依頼するため翻訳費用が必要となるのが通常であることから、第19条では、翻訳の費用は原則被留置者に負担させることとしたものです。</p>

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

1 第17条（第2項）

修正後

（入浴）

第十七条 法第二百四条において準用する法第五十九条に規定する入浴の回数及び時間は、気候その他の事情を考慮して、留置業務管理者が定める。

2 前項の回数は、五日につき一回を下回ってはならない。

3 （略）

公示した案

（入浴）

第十七条 法第二百四条において準用する法第五十九条に規定する入浴の回数及び時間は、気候その他の事情を考慮して、留置業務管理者が定める。

2 前項の回数は、一週につき一回を下回ってはならない。

3 （略）

2 第18条第5項

修正後

（信書に関する制限）

第二十六条 法第二百二十五条第一項（法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により制限をするときは、次に掲げる措置を執るものとする。

一～四 （略）

五 信書の発信の申請の日を、緊急の発信の必要がある場合を除き、当該留置施設の属する都道府県の休日以外の日とすること。

六 信書の発信の申請の時間帯を、緊急の発信の必要がある場合を除き、当該留置施設の執務時間内とすること。

公示した案

（信書に関する制限）

第二十六条 法第二百二十五条第一項（法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により制限をするときは、次に掲げる措置を執るものとする。

一～四 （略）

五 信書の発信の申請の日を当該留置施設の属する都道府県の休日以外の日とすること。

六 信書の発信の申請の時間帯を当該留置施設の執務時間内とすること。

3 第20条
修正後

第二十条 法第二百八条第一項の内閣府令で定める自弁の書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）は、次に掲げる書籍等（婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要と認められる書籍等を除く。）であって自弁のものとする。

一 性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等

二 前号に掲げるもののほか、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真若しくはその複製物又はこれらが掲載されている書籍等

公示した案

第二十条 法第二百八条第一項の内閣府令で定める自弁の書籍等は、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要と認められる自弁の書籍等以外の自弁の書籍等とする。